

## 水産物の産地と風評被害の関係性

阿部 史郎\*

### 1. はじめに

農産物の産地は、農産物が生産された場所であると、明確である。しかし、水産物の産地は、漁獲をした水域なのか、それとも水揚げ港なのか、双方の表示があるためわかりにくく、回遊魚については季節により漁場が異なるため、知識を持ち合わせていないと、水産物の産地とは何であるのかの疑問が生じる。また、水域名についても、農産物と比較すると仕方がない面はあるものの、わかりにくい。そして、水揚地がブランド化している水産物もある。このようなことから、水産物の産地についてはよくわからないところがあるが、水産物に安全が確保され、不安要素がないのであれば大きな問題とはならない。

水産庁によると、国産生鮮魚介類の原産地は生産水域名（又は養殖地名）を記載することが原則となっており、水域名の記載が困難な場合は、例外として水域名に代えて水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっている。

しかし、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、汚染水が海洋へ流出した。汚染が確認された福島県沖では安全が確認できるまで操業を自粛し、周辺の水域でも放射性物質が検出された魚種は安全が確認されるまで操業は自粛し、市場には安全が確認されている水産物しか流通していない。しかし、漁獲をした水域ではなく、福島県とその周辺の県で水揚げした水産物は放射性物質により汚染されているのではないかと、消費者・流通業者が不安に思い、また、正しい情報が伝達されないことなどから、とりわけ福島県で水揚げされた水産物の価格の低迷、買い手がつかないなどの風評被害が発生した。

風評被害とは、原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所における事故による原子力損害の判定等に関する中間指針」によると、いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、報道等により広く知られた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消

---

\* 専修大学社会関係資本研究センター研究員・経済学部助教

費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害である。

福島県の港で水揚げをすると価格が低迷するなどの風評被害を恐れ、周辺の福島県以外の港に水揚げ地の変更をした漁業者もいた。この行動は漁業者にとって合理的な行動である。しかし、この行動は、福島県沖では操業を自粛している、安全性が確保されていない水産物は流通しない措置がとられていることを考慮すると、水産物の産地は漁獲した水域ではなく、水揚げ地であることを消費者・流通業者に強く認識させることにつながっている。

水産物の風評被害については、阿部（2013）において、産地卸売市場の水揚量と金額、消費地市場の価格と市場占有率から検討した。産地市場として取り上げた塩釜市魚市場と銚子魚市場は、被災地の中では東日本大震災の相対的に被害が少ない港にあり、東日本大震災後、早期に再開し、周囲の甚大な被害を受けた港・魚市場の代替機能を果たした。代替機能を果たしたことで2011年は両市場とも水揚量、金額ともに上昇した。福島県の周辺に立地する利用範囲が全国的であり、水産物の振興のために重要な漁港である特定第三種漁港である両市場には、風評被害を避けるために水揚げ地を変更してきた漁業者がいたとしても、産地の定義上と漁港の性格上からは、問題はない。しかし、これは、風評被害をなくすことにはつながらず、また、水産物の産地の定義についても正確に認識されず、よくわからないから水産物の消費は止めようということにつながり、基幹産業である水産物を復興の柱としようとしている被災地域には復興への妨げになる。

放射能汚染に不安を持つ消費者に対し、安部（2012）は、放射能、即怖いものではなく、怖がる前に勉強し「知識を持つ」ことが必要であり、そうした知識を持って放射能物質について今後とも向き合い、注視して行くことが求められる、としている。風評被害をなくすためには、放射能に対する知識を持つことに加え、産地の正確な情報を認識すると同時に情報を正確に提供することが必要である。消費者に対する正確な情報の提供と水産物の放射性物質検査体制の強化が必要であることは白須（2012）も求めている。

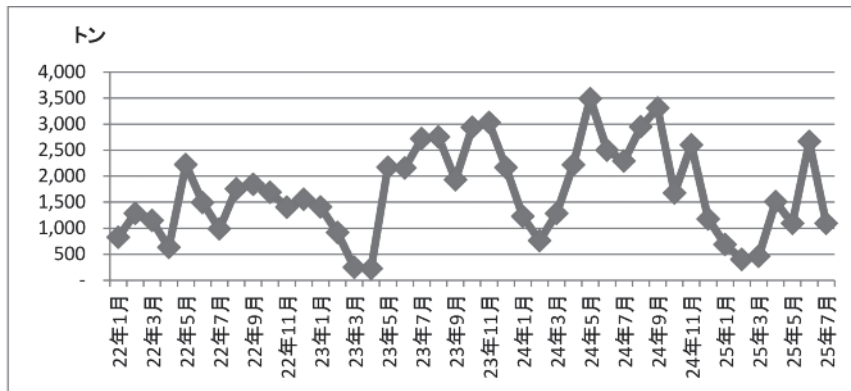
そのため、東日本大震災の被災地域にある産地卸売市場である塩竈市魚市場を対象に、産地卸売市場における水揚量と金額から風評被害の傾向を見出し、聞き取り調査により風評被害の実態を把握した。本稿は水産物の産地と風評被害の関係性を明らかにすることを目的とする。

## 2. 水揚量と金額の推移

東日本大震災により被災したものの、宮城県的主要産地卸売市場（塩竈、石巻、気仙沼、女川）の中で唯一、施設が津波に流されず、天然の良港であることが証明された塩竈港に立地する塩竈市魚市場は、2011年4月4日から陸送物の上場、4月14日から

漁船の水揚げを再開した。

周辺の漁港・産地卸売市場は再開できない状況であったため、被災を免れた、または軽微だった、そして再開をはじめた漁業者にとって、塩竈市魚市場は水産物を水揚げできる魚市場として東日本大震災の被災地域の水産業を支えていた。施設が流されてしまった周辺の産地卸売市場が、6月から7月中に仮施設として再開をはじめても、機能などに制限があるため、塩竈市魚市場の周囲の産地卸売市場の代替機能は続いていた。

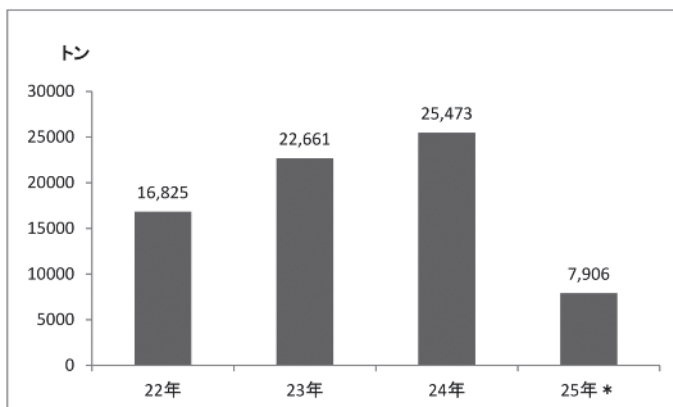


資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

図1 塩竈市魚市場月別水揚量の推移

周辺の産地卸売市場が再開をはじめても、水揚量の増加が続いていることは図1からも読み取ることができる。水揚量は、東日本大震災が発生した平成23年（2011年）だけでなく、翌年の平成24年も水揚量が増加傾向にある。平成24年12月以降は、増加傾向が収まり東日本大震災前の水準か、やや下回る水準である。

周辺の産地卸売市場の復旧が進み、塩竈市魚市場は周囲の産地市場の代替機能を終えることになるが、図2に示すように、東日本大震災が発生した平成23年（2011年）だけでなく、翌年の平成24年も水揚量は増加した。

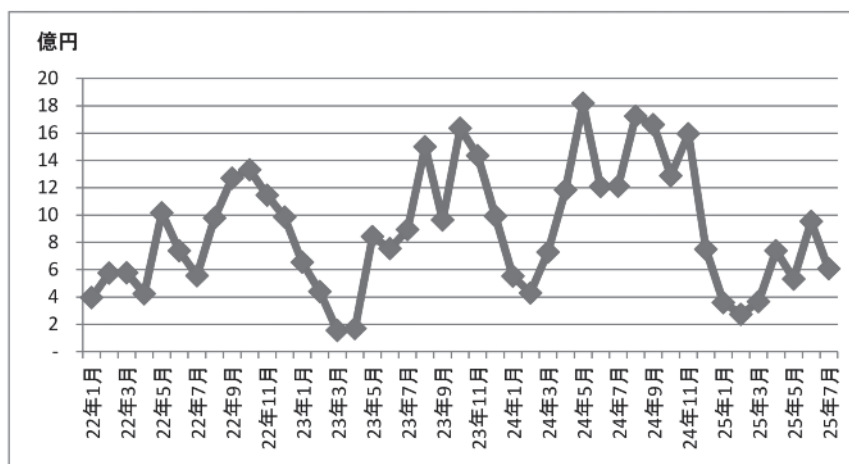


\*：25年は1月～7月の合計である。

資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

図2 塩竈市魚市場年間水揚量の推移

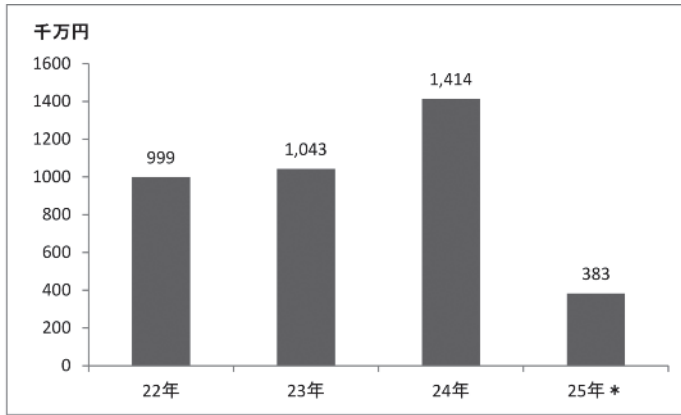
水揚金額も水揚量と同じ傾向であり、周辺の産地卸売市場が再開をはじめても、水揚金額の増加が続いていることは図3から読み取ることができる。水揚金額も、東日本大震災が発生した平成23年（2011年）だけでなく、翌年の平成24年も増加傾向にある。平成24年12月以降は、増加傾向が収まり東日本大震災前の水準か、やや下回る水準である。



資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

図3 塩竈市魚市場月別水揚金額の推移

年間の合計水揚金額は図4に示すように、東日本大震災が発生した平成23年（2011年）だけでなく、翌年の平成24年も増加した。



\*：25年は1月～7月の合計である。

資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

図4 塩竈市魚市場年間水揚金額の推移

水揚量が増加し、水揚金額も増加している。産地卸売市場としては順調のように見える、合計値から風評被害のみならず、問題点を見つけることは困難である。そのため、魚種別に平均単価の変化率を求めた。

東日本大震災前の平成22年（2010年）を基準として、平成23年（2011年）の平均単価が上昇した魚種を表1に、10%以上下落した魚種を表2にまとめた。表1と表2には、該当する魚種が翌年の平成24年にはどのようなようになったのかを、平成22年と平成23年を基準とした変化率も示した。また、該当魚種の水揚量が増加していた場合は、数量増加と記した。

表1 平均単価が上昇した魚種の変化率：塩竈

	22-23年	23-24年	22-24年	22-23年
さめ類	24.3	-21.4	-2.3	数量増加
ひらめ	18.1	-6.4	10.5	数量増加
さけ・ます	17.2	-13.4	1.5	数量増加
まぐろ類合計	2.2	5.2	7.5	
きはだまぐろ	1.9	10.8	12.9	
さんま	0.7	9.6	10.4	数量増加

参考資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

表1より、平成23年に平均単価が最も上昇した魚種はさめ類であった。しかし、翌年も平均単価が上昇した魚種は、まぐろ類合計、きはだまぐろ、さんまの3種類であり、平均単価が10%以上、上昇した魚種は全て、翌年は下落している。平成24年の平均単価を平成22年と比較すると、さめ類は下落したものの、さめ類以外の魚種は上昇している。また、平成23年に平均単価が10%以上上昇した魚種は、水揚量も増加している。

表2 平均単価が10%以上下落した魚種の変化率：塩竈

	22-23年	23-24年	22-24年	22-23年
いわし類	-80.4	241.4	-33.1	数量増加
すけとう	-66.5	30.4	-56.3	数量増加
いか類	-62.4	3.9	-61.0	数量増加
たら	-18.9	-9.2	-26.3	
さば	-17.5	26.7	4.5	数量増加
かつお	-15.8	23.1	3.6	数量増加
かじき類	-14.4	14.3	-2.1	数量増加

参考資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

表2より、平成23年に平均単価が10%以上下落した魚種は7種類あった。特に、いわし類、すけとう、いか類の下落率が高い。しかし、翌年は、たらを除き上昇に転じている。平成24年の平均単価を平成22年と比較すると、上昇したのは、さばとかつおのみである。平成24年に平均単価が上昇しても平成23年の下落率が高かったため、回復できていないことが読み取れる。下落率が最大である魚種はいか類であり、平均単価の下落がほとんど回復していない。また、たらを除き水揚量は増加しており、供給過多により平均単価が下落したことも想定されるが、周辺の産地卸売市場の代替機能を果たしていることを考慮すると、供給過多を理由とすることには注意が必要である。大幅な下落が続く魚種は操業を自粛したもしくは宮城県沖ではないものどこかで放射性物質が検出された魚種である。安全性が確認できる魚種しか水揚げをしていないため、これは風評被害であると判断できる。

水揚量、水揚金額ともに増加している産地卸売市場であっても、魚種別に平均価格を見ると風評被害が発生しており、回復は容易ではない。

### 3. 産地卸売市場における風評被害の実態

風評被害は魚種別の平均単価の推移から判断することが可能である。しかし、産地卸売市場はあらゆる種類の水産物を扱っているものの、過去の経緯や差別化などから特定の魚種の水揚げが多いという特徴がある。そのため、1ヵ所の産地卸売市場を対象にすると、平均単価が下落した魚種があったとしても、風評被害が理由であるのか



否かの判断をすることが難しい。このことから宮城県の主要産地卸売市場である、塩竈、石巻、気仙沼、女川の4市場の合計から魚種別に平均単価の変化率を求め、分析した。

東日本大震災前の平成22年（2010年）を基準として、平成23年（2011年）の平均単価が10%以上下落した魚種を表3にまとめた。また、該当する魚種が翌年である平成24年にはどのようなようになったのかを平成22年と平成23年を基準とした変化率も示した。そして、該当魚種の水揚量が増加していた場合は、数量増加と記した。表4には平成22年（2010年）を基準として、平成24年（2012年）の平均単価が10%以上下落した魚種をまとめた。また、該当する魚種の1年ごとの変化率も示した。そして、該当魚種の水揚量が増加していた場合は、数量増加と記した。

表3 平成23年に前年比で平均単価が10%以上下落した魚種の変化率：塩竈・石巻・気仙沼・女川の合計

	22-23年	23-24年	22-24年	22-23年
めろうど	-50.0	86.4	-6.7	
すけとう	-27.4	-38.8	-55.5	数量増加
いわし類	-21.3	32.5	4.3	
いか類	-15.9	5.9	-11.0	
かじき類	-14.0	7.2	-7.8	
さば	-12.8	13.9	-0.7	
さんま	-12.1	-27.9	-36.6	

参考資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

表3より、めろうど下落率が高い。また、すけとうといわし類も2割を超えている。そして、すけとうとさんま以外の魚種は翌年には平均単価の上昇に転じた。平成24年の平均単価を平成22年と比較すると、いわし類は上昇したものの、いわし類以外の魚種は下落している。平成24年に平均単価が上昇しても平成23年の下落率が高かったため、平成22年の水準を回復できていないことが読み取れる。下落率が最大である魚種はすけとうであり、次に高いさんまとともに、平成24年には下落率が拡大している。しかし、すけとうは水揚量が増加している。

表4 平成22年と比較し、平成24年に平均単価が10%以上下落した魚種の変化率：  
塩竈・石巻・気仙沼・女川の合計

	22-23年	23-24年	22-24年	22-24年
すけとう	-27.4	-38.8	-55.5	数量増加
さんま	-12.1	-27.9	-36.6	
たら	1.3	-32.1	-31.2	
さけ・ます	-5.6	-21.4	-25.8	
いさだ			-25.3	
ひらめ	-1.7	-21.5	-22.9	数量増加
さめ類	-4.8	-15.8	-19.8	
まぐろ類合計	21.0	-29.3	-14.5	数量増加
いか類	-15.9	5.9	-11.0	

注：いさだの22-23と22-24の欄が空欄になっているが、平成23年は操業を自粛していたためである。

参考資料：宮城県（2011・2012・2013）『県内産地魚市場水揚概要』

表4より、平成22年と比較し、平成24年（2012年）に平均単価が下落している魚種のうち、毎年、下落しているのはすけとう、さんま、さけ・ます、ひらめ、さめ類である。また、平成23年よりも平成24年のほうが、下落率が高い。このうち、数量（水揚量）が増加したのは、すけとうとひらめである。

大幅な下落が続き、平成24年（2012年）に平均単価が平成22年の水準を大きく下回る魚種は風評被害であると判断することもできる。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の直後は原子力のみならず、水産物の産地に対する知識も消費者・流通業者が持ち合わせていないため、風評被害が発生し、平均単価が下落しても、知識を得ること、風化により、徐々に風評被害は収まって行く。そのため、平成24年に下落率が拡大した魚種は操業を自粛した、もしくは宮城県沖ではないものどこかで放射性物質が検出された魚種である場合もあるが、風評以外の平均単価が下落する要因があると思われる。

よって、平成23年に平均単価が下落し、平成24年に上昇に転じたものの、22年の水準を大きく下回る魚種で風評被害が発生し続けているとするものの、該当する魚種で10%以上下落している魚種はマイナス11%のいか類しかない。

宮城県の主要産地卸売市場の平均単価の下落が高い魚種と塩竈市魚市場の平均単価の下落率が高い魚種は必ずしも一致していない。宮城県の主要産地卸売市場の平均単価の下落率で、平成23年に最大であった、めろうどは、塩竈市魚市場では水揚げがない。また、下落が続く、さんまは、塩竈市魚市場では平均単価が上昇し続け、ひらめも上昇した。



反対に、塩竈市魚市場で平均単価の下落が激しく平成22年の水準を回復していない、いわし類は、宮城県の主要産地卸売市場の合計では平成24年に平成22年の平均単価を上回っている。いか類も塩竈市魚市場ほど下落率が大きくはない。

このように1カ所の産地市場から風評被害を判断することは困難である。また、県内の合計で平均単価の下落が激しい魚種があっても、上昇している産地卸売市場があるということは、風評被害だけに理由を求めることは困難であるということである。

産地卸売市場での風評被害について、塩竈市魚市場からは、操業を自粛したもしくは宮城県沖ではないもののどこかで放射性物質が検出された魚種で価格が回復しにくいとの回答を得た。

また、宮城県農林水産部が平成24年8月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う宮城県の農林水産物風評被害の実態把握」によると、水産物では、すすき、まだら、ひがんふぐ、ひらめ、くろだいで平成24年7月31日現在、出荷制限指示が出されていた<sup>1)</sup>。北部太平洋や金華山三陸沖で広く漁獲される、かつお、さんま、まぐろ、かじきの月別平均価格は平年を上回るが、さめ類は平年より1～2割減少している。また、宮城県沿岸・沖合で漁獲されるたら類、ひらめ・かいらい類は平均価格が減少し、たら類、いさだなど、例年の半分に満たない魚類もあった。この現象は平成24年1月以降顕著で、県内すべての市場において見られた、としている。

#### 4. まとめ

産地卸売市場の水揚量と水揚金額から風評被害の実態を把握するために、魚種ごとの平均単価の変化率を求めた。

下落が続く魚種、平成22年の平均単価に戻っていない魚種があるなど、水産業における被害の厳しい面が見られる一方、平成22年の平均単価を上回った魚種もあった。東京電力福島第一原子力発電所事故の収束と風化、水産物の産地・安全性に対する知識を消費者・流通業者が得ることにより風評被害は収まることから、平成23年は平均単価が下落しても、平成24年には上昇に転じた魚種も見られた。平成24年でも平成22年の平均単価まで回復していない魚種が多いものの、回復していない魚種に風評被害が残っている、とすることには注意を要する。

1カ所の産地卸売市場から風評被害を判断することは、市場ごとの特徴があるために困難である。また、県内の合計で平均単価の下落が激しい魚種があっても、上昇している産地卸売市場があるということは、平均単価の下落に対して、風評被害だけに理由を求めることは困難であるということである。

また、同一県内であると操業水域はほぼ同じであるにもかかわらず、平均単価に差異が生じている。そして、風評被害を受けるところと受けないところが生じている。これは、風評被害は表示された産地だけでなく、どこで扱う、だれが扱うということも関係しているようである。

風評被害の防止については消費者が放射能に対する知識を持つこと、消費者に正確な情報の提供と検査体制の強化が必要であるが、産地についての知識も消費者が持ち合わせる必要がある。

風評被害のみならず、平均単価は水揚げ地名のブランド力、産地卸売市場と立地する地域の機能・特色などが影響を与えていると思われるが、今回は分析していないため、今後の課題とする。

## 注

- 1) 放射能情報サイトみやぎの「農林水産物の出荷制限について」によると、平成25年10月21日現在、水産物のうち、海産物では、すずき、ひがんふぐ、くろだいが出荷制限指示を出されている。(http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/restriction/)

## 参考文献

- 阿部史郎 (2013) 「農産物・水産物の流通から見る風評被害」『社会関係資本研究論集』第4号
- 安部新一 (2012) 「放射能汚染問題と対応策」『新版 食料・農産物流通論』藤島廣二・安部新一・宮部和幸・岩崎邦彦著 筑波書房
- 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所における事故による原子力損害の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)
- 白須敏朗 (2012) 『東日本大震災とこれからの水産業』成山堂書店
- 水産庁 生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン  
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html
- 宮城県 (2011・2012・2013) 『県内産地魚市場水揚概要』
- 宮城県農林水産部 (2012) 『東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う宮城県の農林水産物風評被害の実態把握』